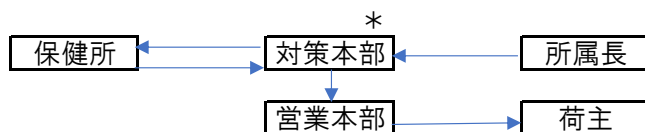


©2020年4月9日現在の博運社の新型コロナウイルス対策は以下の通りです。

【感染者の対応について】

1. 社員に感染者発生の場合

1) 連絡体制



* 対策本部

- ・事務局：総務部／人事部
- ・本社内各部門

- ①所属長は対策本部へ報告
LINE緊急連絡、TEL（総務部092-621-8831、深夜休日070-1369-8558）
- ②対策本部は保健所に報告し指示を仰ぐ
- ③対策本部は営業本部へ報告
- ④営業本部は荷主への連絡

2) 該当社員及び濃厚接触者（感染者との距離が半径2メートル以内で、かつ2時間以上接触した者）と判断された社員は14日間自宅待機。

2. 同居する家族に感染者発生の場合

当該社員は自宅待機。

【消毒対応 施設利用の対策】

1. 博運社内では感染者が確認された場合、業務を一時停止し消毒対応する。
2. 地域の消毒専門業者へ連絡し、消毒を依頼する。
3. 専門業者と連絡がつかない若しくは依頼を受けてもらえない場合は、自社で消毒対応を行う。
(消毒の際には、ゴーグル、手袋、マスク、防護服を着用する)

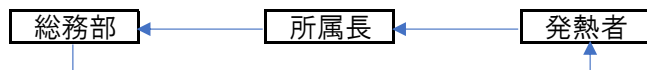
◎消毒場所

- ・事務職感染： 事務所内及び共用エリアの消毒
- ・倉庫作業職感染： 倉庫、リフト、ハンドリフト、台車、事務所内及び共用エリアの消毒
- ・ドライバー職感染： 乗車車両、事務所内及び共用エリアの消毒
*共用エリア=ドアノブ、エレベーターボタン、リモコン・照明・エアコン・スイッチ、共用電話機、トイレの流水レバー等
- ・消毒場所、業務再開などの詳細対応は、所轄保健所の指示に従う。

【発熱者の対応 について】

1. 社員に37.5℃以上の発熱者発生の場合

1) 連絡体制



- ①発熱者は所属長へ連絡。
- ②所属長は総務部へ発熱者の氏名病状を報告。
- ③総務部は発熱者に連絡し詳細を確認する。
- ④発熱者は病院で病名（発熱の原因）を判定
病名判定出来れば、医師の指示に従い自宅療養
病名判定出来なければ、解熱剤を使用せず数日間平熱を維持し、自宅療養
- ⑤自宅療養中に本人から熱が下がったと連絡があった場合には、総務部に報告する。
- ⑥総務部が確認後、職場復帰する場合は、医師の診断書（治癒済）提出を条件とする。
*診断書は会社負担(領収書徴求のこと)